

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10名であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第1、一般質問を行います。
発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。
5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。
このたびこの6月議会定例会におきまして、一般質問の機会を頂きました。2問お伺いしたいと思います。
1 問目は川北温泉ふれあい健康センターの経営状況の実態について伺います。ふれあい健康センターは川北町余暇健康開発公社が管理運営を行っており、公社としての事業報告及び会計報告は行われております。しかしながらその内容は、ふれあい健康センターの使用料を主な収入源とする独立採算の企業体としての経営実態を正確に示すものとはなっておりません。町の一般会計決算書から、ここ数年の収支状況を確認しましたところ、使用料収入によって毎年の経常経費すら賸えておらず、さらに改修工事や予備ポンプの購入等に多額の費用が掛かっており、毎年、数千万規模の赤字経営となっております。基金も取崩しながらの運営が行われているようです。

まずは、ふれあい健康センターの収支状況や基金残高の実態について、具体的な金額でご説明頂きたいと思います。

私は、赤字経営がすぐに悪だとは考えておりません。川北温泉は利益の追求よりも住民の福祉向上、観光の振興、地域の活性化といった社会的使命を優先し、一定の赤字を伴ってでも継続運営すべき意義がある施設だと理解しております。しかしながら、近年、町の財政状況が厳しさを増している中で無駄な支出は極力排除すべきであり、このような巨額の赤字を放置することは適切ではないと考えます。この赤字分は町民の皆様からの貴重な税金によって補填されているため、赤字経営の実態については町民に見える化し、説明責任を果たすとともに経営の改善に取り組む必要があります。そのためには、まず赤字の原因を分析し、無駄なコストの削減を図るとともに、効率的な運営体制の構築やサービスの質の向上を通じて、施設の魅力を高めていくことが重要です。近年では毎年のように設備の故障が発生し、そのたびに緊急対応を強いられるケースが増えております。今後は予防保全の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を図ることによって、改修費用の削減にもつなげていく必要があると考えます。

以上、ふれあい健康センターの赤字経営を改善する改善策について、町としてのお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

住民課長 国雲正樹君。

◇住民課長 国雲正樹

はい、議長。

お答え致します。川北町ふれあい健康センターの経営状況の実態についてのお尋ねであります。議員が述べられたとおり、ふれあい健康センターの管理運営は、川北町余暇健康開発公社で行っております。利用料については町の一般会計における使用料として収入し、燃料費や維持管理等に係る費用は委託料として、人件費については補助金として余暇健康開発公社に支出しており、ポンプの購入費や設備の改修工事等の投資的経費は一般会計から支出しております。過去5年の利用料から委託料と補助金を差引した額を申し上げますと、令和2年度は△19,019千円、令和3年度は△14,541千円、令和4年度は△18,043千円、令和5年度は△14,397千円、そして令和6年度は見込みではありますが△15,785千円であります。令和2年度と3年度は、令和2年1月に利用料を改定したことに加えて、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより利用料が減少したことが影響しており、近年は燃料費の高騰と最低賃金の引上げに伴う人件費の増加により△の額が大きくなっております。次に基金について申し上げますと、毎年、約4,000万円を超えた利用料を予算積立しておりましたが、町の財政状況を鑑み平成26年度を最後に利子積立のみとしております。基金からの繰入についても町の財政状況を踏まえ適宜実施しており、見込ではありますが令和6年度末の現在高は88,036千円であります。

経営を改善させる方法としては、利用者を増やす又は、利用料を引き上げて歳入を

増加させること、あるいは、歳出では管理運営費用である委託料を見直して減額させるか人員を整理して人件費を削減させるか等が考えられ、これらが実際に実施できるのかどうか検討を行い、経営改善に努めて参りたいと考えております。またコロナ明け以降、来館者数が増えており、恒例となっております菖蒲湯とゆず湯の実施や、いきいき百歳体操のDVDの上映、今年はヒーリング陰ヨガ教室ですが健康教室等を継続して実施するとともに、サンフィールドも完成したことから更なる誘客を目指し、今後もサービス・魅力の向上にも努めて参ります。

施設の長寿命化については平成3年2月の開館より34年が経過していることもあり、修繕が必要な箇所が複数あります。このような中、毎年、優先順位を付けて取り組んでいるのが実状であります。

ふれあい健康センターは、町民に保養と健康増進及び余暇活用を提供し、合わせて地域の振興に寄与するため、地域間の交流の基幹施設として設置されたものであり、議員が述べられた様に利益追求にそぐわない施設ではありますが、あらゆる物の値上げが続く昨今の社会情勢を鑑み、経営改善に取り組んで参りますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、答弁と致します。

◇5番 宮崎 稔

議長、5番。

◇議長 西田時雄

5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。

御答弁ありがとうございます。ぜひ経営改善に取り組んで行っていただきたいと思えます。

2 問目の質問に移ります。石川県が公表した新たな地震被害想定活用の活用について伺います。石川県は5月7日に県内及び周辺の断層帯で、地震が発生した場合の新たな被害想定調査結果を公表しました。この調査結果によりますと、最も大きな地震被害が想定されるのは森本・富樫断層帯による地震であり、川北町における被害想定は以下の通りになっております。震度6弱、建物の全壊・全焼被害138棟、半壊約300棟、建物と建物倒壊等による死者数8人、上水道の断水人口約2,100人、下水道の支障人口約3,700人、発災1週間後の避難者数は515人と推計されております。

川北町においては、令和6年の能登半島地震の教訓を踏まえて、防災対策を講じられてきているところではありますが、今回の新たな被害想定調査結果を活用し、更なる防災減災対策の強化が必要であると考えます。川北町における想定被害については、町独自で調査・把握を行い、より具体的な情報として町民に発信することが重要です。そのことによって、住民の行動変容を促し、説得力のある啓発や実効性のある避難訓練へと繋げることが期待されます。死者数8人という人的被害想定については、どのようなリスクによって死者が発生するのかを分析し、死者ゼロを目指した具体的な対策を講じる必要があります。上下水道施設に関しても、被害想定を的確に調査・把握す

べきであり、少なくとも避難所においては、断水や排水処理に支障が生じないよう万全な対策を講じるとともに、並行して耐震化計画の策定を進めるべきだと考えます。避難所については、想定される避難者数を収容できるスペースの確保、プライバシーの配慮、安全かつ衛生的な生活環境の整備等、改善策が求められます。今後の総合的な防災対策の協議や調整については、防災会議を開催して進めるべきではないかと考えます。防災会議は災害対策基本法に基づき、自治体に設置が義務づけられている組織ですが、川北町においては現在開催されていないとのことです。あえて提言させていただきます。

以上、新たな震災地震被害想定活用の踏まえた今後の防災対策について、町のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

県の地震被害想定調査は令和5年度に着手し、影響を与える県内及び隣県の9つの断層帯について調査を行い、県内全域の被害想定のほか、市町毎の最大震度推計や建物・物的・人的被害予測等とともに、能登半島地震を教訓とした様々な想定シーンによる被害想定も加え今年5月7日に公表されました。現在、町ではこの調査報告書の内容の精査に努めていますが、議員のご質問にあるとおり、この調査結果を活用し

て必要な情報発信や、更なる防災対策の推進に努めて参りたいと考えております。また報告書では、住民が取り組むことができる防災対策を進めた場合の被害軽減効果を算出してしております。その内容は、建物耐震化率の向上、家具固定率の向上、初期消火率の向上、感震ブレーカー設置率の向上が被害軽減に大きな効果を発揮するというもので、その他、家庭内備蓄の促進も重要視されております。そして森本・富樫断層帯での被害予測の死者数 8 人のうち、7 人が建物倒壊によるものと想定されていることもあり、このような観点から各家庭でできる防災対策の普及啓発を行う等、自助・共助の取組みを推進し、効果的な避難訓練の実施にも繋げるとともに、町で実施している住宅の耐震改修や感震ブレーカー設置に対する補助事業の周知にも努めて参ります。

上下水道施設に関しては、災害時の水の確保、トイレ等衛生面を配慮するため物資の備蓄や災害時の応援協定の締結等に取組んでいます。今後も避難所を含め、施設の状況を把握し更なる対応の検討を進めて参ります。また、指定避難所については、全ての小中学校の耐震化を既に完了しており、その他避難所 Wi-Fi も設置し、資機材、備蓄物資の整備を継続して進めております。今年度は中島小学校と橘小学校体育館の空調整備、そして中島小学校では、合わせてバリアフリー化改修工事を実施予定であり、今後も学校体育館と体育施設の空調整備を順次進める等、指定避難所としての機能の充実と環境の向上に努めています。

今回公表された、県の地震被害想定調査、そして今年度内に予定されている県の地域

防災計画の改定の内容を踏まえ、今後、町の地域防災計画の見直しを進め、大幅な見直しの際は防災会議を開催し、地域の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

ご承知のとおり、災害の被害を最小限に抑えるためには自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携して進めることが大切であります。町と致しましても、町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、引き続き防災対策の強化・充実に取り組んで参ります。

◇議長 西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい、議長。

一般質問の機会を頂きましたので、私からはサンフィールド川北における暑さ対策について、町内施設での催し物の告知広報について、以上、町民からご意見のあった 2 点を分割質問方式で質問させていただきます。まず初めにサンフィールド川北の暑さ対策についてお尋ね致します。地球温暖化の影響により、近年の夏は以前にも増して猛暑が常態化し、特に日中の屋外活動は熱中症のリスクが非常に高まっています。我が町のサンフィールド川北は、町民がスポーツやレクリエーション、各種イベント等で利用する重要な公共施設であり、老若男女問わず多くの方々が利用されています。

そこでお伺いします。現時点で公園内における暑さ対策として、例えばミストシャワーの設置、テントや東屋等日よけ設備、給水ポイントの設置や注意喚起の掲示等、

どのような対策が取られているのでしょうか。私個人の感想としましては、日陰場所が非常に少ないのではないかと感じております。利用者の安心・安全を守るためには、今後、更に暑さ対策の強化が求められます。手取川簡易グラウンドや川北町コミュニティー&スポーツ公園も然りですが、あそこは県営の施設でもあり、なかなか町独自の対策は難しいとは思いますが、もし可能であればサンフィールド川北と合わせて、町として今後どのような対策を検討・計画されているのか、お伺い致します。

◇議長 西田時雄

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。ご承知のとおり、完成から丸1年以上が経過したサンフィールド川北ですが、昨年は町民ウォーキング大会、川北ふれあいフェスタ、サンスポ大会の他、ジュニアサッカーの活動や健康づくりの為、ジョギング・ウォーキングを楽しむ方等、多くの皆さんに利用していただいています。また今年度、新たに複数の大型複合遊具の整備に向け、現在、調査・設計を行っているところです。

さて、議員お伺いの暑さ対策についてですが、このサンフィールド川北にはベンチを備えた日除けの四阿が2か所、給水ポイントの水飲み場が3か所、それから飲料用の自動販売機を管理棟西側に1台設置し適宜、利用して頂いています。また基本的に屋外の施設では、利用者や主催者が気象情

報を確認し、自らの判断でテントを設置する等各自で対応をしている現状であり、熱中症に対する注意喚起の掲示等はございません。

近年、夏に異常な猛暑が続く中、熱中症予防対策として、学校・体育館を含む屋内の全ての体育施設に温湿度計を設置し、注意喚起を行いながら活動の判断をしていますが、今後はサンフィールド川北そして、手取川のコミュニティー&スポーツ公園等に、利用者が目視で確認できる看板式屋外用熱中症計やミストシャワー、更には注意喚起を促す案内表示の設置につきまして十分に検討し、注意喚起を行って参りたいと考えています。また本町では熱中症アラートや熱中症特別警戒情報の発表時に、暑さを凌ぐ為の施設として、隣接するふれあい健康センターや町立図書館等をクーリングシェルター、指定暑熱避難施設として開設しており、適宜この施設を活用して頂き、熱中症の予防対策に取り組んで頂きたいと思っております。これからも施設を利用される皆様の安全・安心を心がけていくことを申し上げ、答弁と致します。

◇7番 井波秀俊

議長、7番。

◇議長 西田時雄

7番 井波秀俊君。

◇7番 井波秀俊

はい、議長。

答弁ありがとうございました。引続きの対策の方よろしくお願い致します。

続きまして2点目。町内施設の催し物の告知広報について、質問させていただきます。川北町では、町民の交流や健康づくり、地域のにぎわい創出を目的として、年間を通じてさまざまな催し物やスポーツイベントが開催されています。また町内体育施設では、実に多くのスポーツの各種大会等が開催され、文化施設でも町主催以外でも多くの催し物が開催されており、町外からも多くの方が来庁されております。しかしながら、町民の方からは、そんなイベントがあったとは知らなかった。もっと早く知っていれば応援・観戦したかったのに。という声も少なくありません。町主催の行事以外でも広く町民に告知してはどうでしょうか。昨年より運用開始されているLINEはもちろんのこと、各広報手段で町主催関係なく、町内で開催予定の大会や催物等、広く告知されれば選手や関係者だけでなくより多くの町民に届き、誰もが気軽に観戦・参加出来、今まで知らなかったスポーツや文化に触れる機会も増え、町の活性化にも繋がるのではないのでしょうか。

町内施設の催し物の告知広報について、町当局のお考えをお伺い致します。

◇議長 西田時雄

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。町では、広報誌や防災行政無線・ホームページ・SNS等、様々な媒体を活用して催し等の周知に努めています。特に、昨年12月から運用を開始した町公式

LINEは、町の人口の1/3を超える2,300人以上の登録があり周知に大変効果があると考えており、その他体育施設等の予約や各種証明書の発行申請等がスマートフォンからできる等、利便性が大きく向上しました。

お尋ねの町主催の行事以外での町内施設での催しの際の告知広報の活用につきましては、現在、一部の団体では行事の周知に広報誌等を活用しております。今後も主催団体からの依頼があれば、町の広報媒体の活用について、可能な範囲で協力したいと考えております。町内施設で催しが開催されることは、町の活性化にも繋がります。今後とも、施設の適切な管理とともに広報活動の充実にも努めて参ります。

◇議長西田時雄

4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕

はい、議長。4番。

おはようございます。私も一般質問の機会を頂きましたので、分割方式で2点お伺いしたいと思います。

1点目、町の大きな課題としてなっています、幹線県道4車線化について3月議会の窪田議員に引き続いて、ちょっと別の角度から質問したいと思います。この課題に関しては、ご存知のように、これまで多くの議論がありながら、なかなか進展していない課題でもあります。計画によれば、第1工区として山島台地域から壱ツ屋地点までを第1工区として、そこからPLANT3の国道8号線までを第2工区として、第1工区が完了の後、第2工区に取掛するという風に

聞いております。その計画がすでに四半世紀 25 年を過ぎようとしており、一体、第 1・第 2 と区分けすることに、全く意味を持たない状況に来ているのではないかと思われまます。またこの 25 年間の間に、商業施設の誘致や東部工業団地の造成と完了、更には南加賀と金沢地区の交通交流の増加により、例えば、木呂場農村公園地点の手取交差点では朝に度々渋滞が発生しています。更にその交差点西側には現在、運輸・運送会社でしょうか。運送会社が用地を造成している等、この道路の沿線と交流交通の状況も大きく変化しています。

ちょっと身近な例ですが、北陸新幹線が敦賀延伸以降の課題として、8 年経過して今なお着工されない課題が指摘されルートの変更の聲が高まる等、将来の発展のためにたった 8 年で積極的に動いている中、我が川北町にあっては 25 年もの間、動きがないということが異常ともいえるのではないのでしょうか。みちづくりはまちづくりという言葉もあります。4 車線化の完成が新たなまちづくりに繋がるものと確信していますが、第 1 工区の用地課題にその解決に、もちろん取組むとともに、第 2 工区という無意味な順番を取り払って 4 車線化を進めるべきだと思います。

その際、拡幅の用地についての計画はどうなっているのか。その目処は立っているのか。例えば、沿線には舟場島の公民館があったり、木呂場の農村公園があったり、個人の建屋もあるのではないかと思います。拡幅用地の確保とその目処、更には無意味な第 2 工区という順番を取払っての取組みをどのように考えているのか。これ、

確かに、県道であることから県の事業ではありますが、当然、住民・町の協力や理解が必要であり、県に対しての町の姿勢を明確にアピールすることが大切ではないでしょうか。ここ 25 年進展しないことの異常さ、1 区・2 区に分けることの無意味さ、用地の確保の計画や目処、今後の沿線に対する造成のあり方や指導等、町としての明確な姿勢を示し、強く県の背中を叩くそんな必要があると思いますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。県道の 4 車線化工事につきましては、前回の 3 月議会でもご説明致しておりますが、加賀産業開発道路を起点に順次整備を進め、壱ツ屋交差点までの I 期区間 3.4km のうち用地交渉が難航している約 78 m²を含んだ、すり付け区間約 200m を除き平成 28 年度までに既に 4 車線で供用しています。

事業主体である石川県は、加賀産業開発道路の漆島南交差点から国道 8 号までを一つの事業として位置付けておりますが、壱ツ屋交差点までの 4 車線化が未完成のままでは次の区間への着工は行わない方針であり、現時点では壱ツ屋交差点以西の計画は立てておりません。町と致しましては、町内を縦貫する幹線道路で、地域の発展に大きく寄与するものであり、全線供用開始に向け順次整備を進めて頂きたいと強く思っ

ております。しかし、依然として町と地権者との関係に改善の兆しも見られず、話合いも出来ていないのが現状であります。またこれまでも議員の皆様には、県議会議員や国会議員とともに、県に対して働き掛けをして頂いておりますが、事業主体が県である以上は、町が県の事業方針に対し強く意見することは出来ません。従いまして町と致しましては、今後も引続き、早期完成に向け県に要望するとともに最大限の協力はして参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇4 番 山田勝裕
議長、4 番。

◇議長西田時雄
4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕
はい、議長。

なかなか難しいということは分かりますが、地権者との交渉よりは県との交渉の方がやりやすいのかなというような気がしますので、ぜひ県の背中を押す手立てを我々と一緒に構築していければな、という風に思います。よろしくをお願いします。

2 点目ですが、2 点目は国際交流のあり方についてであります。町の国際交流は 1992 年に中国興城市と友好都市提携を結んで、友好の輪を広げてきましたが、国際情勢の変化やコロナ禍等の状況により 2012 年を最後に、ここ 10 数年は実質的な交流はなかったように思います。

一方で、中学生の英語教育の充実を図る

べく英語圏との国際交流の声が高まる中で、3 年前からニュージーランドパーマストンノースのアワタプカレッジとの交流が始まり、今年相手校からの町訪問もあり本格的に相互交流が生まれ、将来的な姉妹校提携・姉妹都市交流に発展するのではないかと期待しているところです。英語圏との交流は中学生にとっても大きな刺激となり、非常に有効な交流ができていると考えているところであり、今後一層の交流が我が町にとっても大きな発展につながるものと確信するところです。こうした中で、小さな川北町として中国・ニュージーランドと 2 つの国との国際交流の輪を維持するためにどのような方策を考えているのか。私個人としてですが、中国との交流を、例えば、文書交流程度の小規模な交流として保留しながら、ここ 3 年の町の交流の方向がニュージーランドとの交流に舵を切っているように、積極的に中学生の派遣や相手校生徒の招喚を進めるべきだと思います。本年度予算の中では今年 6 月に、間もなくですが、町と議会から中国興城市への訪問を計画していますが、どのような意向を掲げて訪問するのでしょうか。人的交流の復活なのか、もしくは現状維持の方向なのか、見直しに向けての明確なビジョンが必要かと思えます。この際、今後の 2 つの国との国際交流のあり方が問われるのではないかと思います。どのように考えているのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

◇議長 西田時雄
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答えを致します。

今ほど議員おっしゃった通り、川北町と中国興城市との友好交流ですが、1992年9月の友好都市提携に関する協定書を締結したところから始まっております。その契機となったのは当時の西田町長ですが、隣国中国の都市との交流を希求していた頃、親交のありました石川県農業短期大学教授の中村喜彰氏が中国遼寧省興城市の農業技術指導に携わっていて、氏が交流の相手として興城市を西田町長に推挙し、興城・川北両市町の代表の相互訪問を経て協定締結に至りました。以来、今日まで30年余にわたって友好交流の歴史を築いてまいりました。

この間、小中学生の相互訪問をはじめと致しまして、手取亢龍太鼓の派遣、興城市の写真展等、相互の教育・文化交流等が行われてきましたが、2012年興城市との友好都市提携20周年を記念して私が団長として訪問したのを最後に、新型コロナウイルス感染症の流行等もあって、残念ながら、その後、相互の訪問が中断しているところでもあります。ただ現在でも、先方との情報交換はWeChatやメールを活用して、頻繁に行われております。3年前の2022年は、興城市との友好都市提携30周年という記念の年でしたが、残念ながら先ほども申し上げましたコロナの感染流行が収まらず、訪問ができる状況にはございませんでした。それが今、コロナ感染症もほぼ収束し、昨年11月から日本人の短期訪中ビザが免除となったこともあり、漸く13年ぶりに訪問

の機会を得ることになりました。今回の訪問は、西田時雄町議会議長を団長とする一行7名の訪問団で、まずは興城市人民政府の李兆瑞市長を表敬訪問致します。そして興城市の視察先として、中村教授が取り組んでいた農業技術指導という側面から、現在、スマート農業技術の導入を積極的に進めております我が町との、農業分野での交流も視野に入れ興城市の農業の現状を視察することと致しております。

これを機に、改めて相互訪問、相互交流が活性化していくことを心から願い、期待しているところであります。

国際交流には、英語学習も含めた教育面での交流や、芸術・芸能分野での文化交流、産業・技術分野での産業経済交流、或いはスポーツ分野等での交流がございます。

アワタプカレッジのあるニュージーランドパーマストンノース市との交流は、まだ始まったばかりであります。これから教育分野での交流に加え、どんな交流ができるのか、更に交流の幅を広げつつ、交流に磨きをかけ、将来的には友好都市提携を結ぶことができると考えているところでもあります。紛争が続き、世界情勢が不安定化している今日、市民レベルでの国際交流の重要性はますます高くなってきております。議員ご質問の趣旨は、よく理解しているつもりであります。興城市、又パーマストンノース市との今後の交流につきまして、将来的には判然としませんが、今現在は各々の特長を生かした交流を続けて参りたいとも考えてはおります。

◇議長 西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。8 番。

6 月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、2 点について分割質問方式によりお尋ねします。1 点目は、水道事業固有の整備計画についてお尋ねします。まずはじめに、水道の管路について今後 10 年間、計画的な整備がなければ老朽化による更新対象の管路が増えます。例えば、今から 10 年後の令和 17 年で、水道の管路で耐用年数が 40 年を超える地区は 5 か所から 7 か所となります。また昨年の方針で、順番を決めての予定はないとのことですが、町の公営企業として整備計画があつてこそ健全な企業経営といえます。更に、水道事業は日常生活に必要な水を安定的に供給していくという、安心を繋げる大変重要なライフライン事業です。

そこでお尋ねします。これまでの修繕や保守等に努める等どの公共建築物にも言えること以外で、水道事業固有の整備計画はありますか。整備計画について、町としての考えをお聞かせください。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村 栄一君。

◇産業経済課長 奥村 栄一

はい、議長。

お答え致します。

当町の簡易水道事業は、特定簡易水道事業に該当するため農業集落排水事業のような国・県等からの補助を受けることが出来ません。そのため、計画的に水道施設や管

路等の改修を行うことで莫大な費用を伴い、住民に対する負担が増大することが懸念されます。山村議員ご指摘のとおり、耐用年数を超過している管路があることは重々承知しておりますが、受益者負担が過大となる現状に於いては、水道事業固有の整備計画を作成しても計画通りに整備することは極めて困難であります。従いまして、整備計画の作成は行わず、当面はこれまで同様にポンプ、機械・装置、管路等の故障や不具合が発生した際には、改修や更新を速やかに実施し、町民の生活に支障をきたさないよう施設機能の維持を図って参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇8 番 山村秀俊君

議長、8 番。

◇議長西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。

今ほどの答弁で受益者負担という話が出ましたので、まあそれはあくまで地区分担金の話なんだなということは理解致しました。それでは次 2 点目に移ります。2 点目は北国銀行の跡地についてお尋ねします。

今年、北国銀行川北支店が 3 月 24 日から役場庁舎内に移転をしました。移転後の跡地については、総合体育館の駐車場に隣接し、また、道路を挟んでサンフィールド川北にも隣接していますので、両施設への併用型の駐車場にしてはどうかと考えます。今後、その跡地が民間業者に売却され、周

りの環境や景観が損なわれることのないように、購入に向けた交渉が必要と考えます。

そこで、お尋ねします。銀行跡地の購入について、町としての考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄
町長 前 哲雄君

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

北國銀行の川北支店は、今ほど質問にあった通り 3 月 24 日に役場庁舎に移転をして営業を開始しております。現在までに大きなトラブルもなく、町でも防犯対策の強化を図るために非常通報装置の設置、刺又の追加購入と取扱い講習会の実施等、取組みを進めております。北國銀行川北支店の跡地につきましても、公共的な利用を含め町が購入するということを念頭に置きましたし、それも庁内で検討し北國銀行とも打合せを進めてまいりました。そのような中ですが福祉事業者から、川北町での事業を発展・展開したいとの相談がございました。同じサービスを実施する福祉施設が町内ではなく、町民の福祉の向上に大きく貢献することから、北國銀行川北支店の跡地を紹介し、現在、前向きに交渉が進められているとお聞き致しております。

このような状況から、町と致しましては、現在の交渉を見守りたいと考えております。

◇議長 西田時雄
これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第 2、承認第 2 号から承認第 4 号及び、議案第 31 号から議案第 33 号までを一括議題とします。

これから各常任委員長より先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長、窪田 博君。

◇総務産業常任委員長 窪田 博

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件についてその審査結果の報告を致します。

承認第 2 号川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第 4 号令和 6 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第 32 号川北町税条例の一部を改正する条例について、議案第 33 号特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の案件について、休会中慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここに、ご報告致します。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。承認第3号川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、承認第4号令和6年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第31号令和7年度川北町一般会計補正予算、以上の案件について、休会中慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、承認第2号から承認第4号及び、議案第31号から議案第33号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

承認第2号から承認第4号及び、議案第31号から議案第33号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、承認第2号から承認第4号及び、議案第31号から議案第33号までは、

委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、暫時休憩と致します。

約10分後に再開したいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(午前10時58分)

《再開、会議》

◇副議長 井波秀俊

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

只今、議長 西田時雄君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定致しました。

《議長の辞職》

追加日程第 1、議長の辞職についてを議題と致します。

地方自治法第 117 条の規定により、西田時雄君の退場を求めます。

〔西田時雄君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

◇議会事務局長 中田利明

辞職願。川北町議会副議長井波秀俊殿。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可されるようお願い出ます。令和 7 年 6 月 11 日、川北町議会議長西田時雄。以上でございます。

◇副議長 井波秀俊

お諮りします。

西田時雄君の議長の辞職を許可すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、西田時雄君の議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは西田時雄君、御入場下さい。

〔西田時雄君 入場〕

西田時雄君に告知を致します。あなたの辞職願は許可されました。

《議長の選挙》

◇副議長 井波秀俊

只今、議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し追加日程第 2 として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2 選挙第 1 号、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

只今の出席議員数は、10 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番山先謙二郎君、2 番林 幸雄君、3 番中村勝巳君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布・投票箱準備〕

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔1番～10番まで投票〕

投票漏れは、ありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番山先謙二郎君、2番林 幸雄君、3番中村勝巳君、開票の立会いをお願い致します。

〔開票〕

選挙の結果を報告致します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち西田時雄君 10 票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって西田時雄君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

《当選の告知》

◇副議長 井波秀俊

只今議長に当選された西田時雄君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

9 番 西田時雄君。

《議長当選承諾及び挨拶》

◇9 番 西田時雄

はい。

このたび、議員の皆様方のご推挙により

まして、引き続き川北町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、要職の責任の重さを一層痛感している次第でございます。

しかし、ここに皆様方のご推薦を受けましたことは、川北町の発展と町民の安心・安全のために、誠心誠意努力いたす覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。ありがとうございました。

◇副議長 井波秀俊

以上で議長の選挙が終わりましたので、議長と交替します。

それではここで、暫時休憩致します。

(午前 11 時 20 分)

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 21 分)

ここでご報告致します。

副議長 井波秀俊君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを

日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

《副議長の辞職》

◇議長 西田時雄

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、井波秀俊君の退場を求めます。

〔井波秀俊君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

◇議会事務局長 中田利明

辞職願。川北町議会議長西田時雄殿。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。令和7年6月11日、川北町議会副議長井波秀俊。以上でございます。

◇議長 西田時雄

お諮りします。

井波秀俊君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、井波秀俊君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

それでは井波秀俊君、入場ください。

(井波秀俊君入場)

井波秀俊君に告知致します。あなたの辞職願は許可されました。

《副議長選挙》

只今、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追

加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

《副議長の選挙》

追加日程第4 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に井波秀俊君を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました井波秀俊君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました井波秀俊君が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選された井波秀俊君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

7番 井波秀俊君。

《副議長当選承諾及び挨拶》

◇7番 井波秀俊

はい。議長。

只今、皆様からのご推挙を頂きまして、再び副議長に選ばれましたことは、誠に光栄であり、その責務の重さを今噛み締めているところであります。これからも川北町議会に対しまして、誠心誠意努めて参りたいと思っておりますので、皆様方からのご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致しますとともに、私の就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◇議長 西田時雄

それではここで、暫時休憩致します。

(午前11時26分)

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分)

この際、ご報告致します。

休憩中、窪田博君より総務産業常任委員長辞任の申し出があり、川北町議会委員会条例第12条第1項の規定により許可しましたので、ご報告致します。

続いて、総務産業常任委員の窪田博君、

教育民生常任委員の中村勝巳君より所属変更の申し出がありました。

お諮りします。常任委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第5とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、常任委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

《常任委員の所属変更》

◇議長 西田時雄

追加日程第5、常任委員の所属変更についてを議題とします。

総務産業常任委員の窪田博君から教育民生常任委員に、教育民生常任委員の中村勝巳君から総務産業常任委員に、それぞれ常任委員の所属を変更したいとの申し出がございます。

お諮りします。窪田博君、中村勝巳君からの申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、窪田博君、中村勝巳君の常任委員会の所属を変更することに決定しました。

尚現在、総務産業常任委員会において、委員長が欠員となっておりますので、委員長を互選され、その結果を議長まで報告願います。

それではここで、暫時休憩致します。

(11時28分)

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 28 分)

報告致します。

総務産業常任委員会で互選が行われた結果、委員長に宮崎稔君が互選された旨、議長のもとに報告がまいっておりますので、報告致します。

《議会運営委員の辞任》

◇議長 西田時雄

次に、只今、議会運営委員会副委員長の窪田博君から委員辞任願が提出されております。

お諮りします。議会運営委員の辞任について、を日程に追加し、追加日程第 6 とし直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 6 としてただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 6 議会運営委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。窪田博君の議会運営委員の辞任について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、窪田博君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

只今、議会運営委員に欠員が生じました

ので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第 7 とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第 7 として議題とすることに決定しました。

《議会運営委員の選任》

◇議長 西田時雄

追加日程第 7 選任第 1 号議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、川北町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、宮崎稔君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に宮崎稔君を選任することに決定しました。

《予算決算特別委員長辞任の報告》

◇議長 西田時雄

ご報告致します。山村秀俊君より予算決算特別委員長辞任の申し出があり、川北町議会委員会条例第 12 条第 1 項の規定により、許可しました。

《広報編集特別委員の報告》

◇議長 西田時雄

次に、広報編集特別委員委員長の宮崎稔君から委員辞任願が提出されております。

お諮りします。広報編集特別委員の辞任

についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 広報編集特別委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。宮崎稔君の広報編集特別委員の辞任について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、宮崎稔君の広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

《広報編集特別委員の選任》

◇議長 西田時雄

只今、広報編集特別委員に欠員が生じたので、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9とし直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加日程第9、選任第2号 広報編集特別委員の選任を議題とします。

お諮りします。広報編集特別委員の選任については、川北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、山村秀俊君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員に山村秀俊君を選任することに決定しました。

尚現在、予算決算特別委員会、広報編集特別委員会において委員長が欠員となっておりますので、それぞれ互選されその結果を議長まで報告願います。

それではここで、議事の都合により暫時休憩致します。

(11時34分)

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

報告致します。

只今、予算決算特別委員長に窪田博君、広報編集特別委員会委員長に中村勝巳君が互選された旨、議長のもとに報告が参っておりますので、報告致します。

以上をもって、議事日程はすべて終了しましたので、令和7年第3回川北町議定会定例会を閉会します。

これにて散会します。どうもご苦勞様でした。

(11時36分)